

香芝市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年3月19日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：健康部 保健センター>

- 1 監査実施年月日 令和5年 9月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年10月25日
- 3 措置状況通知 令和6年 3月15日 香保セ第1220号

| 定期監査意見（要望事項） | 措置結果 | 措置内容 |
|--|------|--|
| <p>(1) 契約の締結については、地方自治法第234条第2項に規定されているように一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定されている場合のみ随意契約ができるものである。</p> <p>以上のように、随意契約はあくまでも契約締結時の例外であると認識をされ、安易に随意契約を締結することなく、また、やむを得ず随意契約による場合は、「香芝市随意契約ガイドライン」を遵守し、疑義を生じない手続きにより執行されるよう望むものである。</p> | 改善中 | <p>(1) 保健事業に係る契約状況を見直し、令和6年度に実施する事業の入札準備を進めてまいります。見直した事業の中で、令和6年度予算において債務負担行為を行い、令和7年度は入札による契約を実施するよう対応いたしました。</p> <p>随意契約する場合については「香芝市随意契約ガイドライン」を遵守した契約を実施いたします。</p> |
| <p>(2) 産後ケア事業については、簡易な見積書のとおり漫然と契約するのではなく、費用対効果</p> | 措置済 | <p>(2) 産後ケア事業については、委託金額の適正性や委託内容の必要性を検討いたしました。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>の検証も含め、委託金額の適正性及び委託内容の必要性の確認など、今後の事業展開においては十分な検討のもとに執り行われたい。</p> <p>また、受益者負担の公平性の観点から、負担金額の適切性の検証も行われたい。</p> | | <p>委託金額については、産後ケアサービスと類似するものの診療報酬や、診療報酬以外の産後ケア事業に類似する事業の利用料金を参考に積算することが、委託金額の積算方法のモデルケースとして国通知文に示されていたため、それをもとに委託料を積算し市負担額を設定いたしました。</p> <p>委託内容については、市負担額を踏まえ、それに見合った事業となるよう委託内容を見直しました。</p> <p>また、受益者負担の公平性の観点から自己負担額の適切性についても見直しを行い、事業所の定める利用料から市負担額を差し引いた額が自己負担額となること、市負担額に食事代は含まないこと、多胎の方にも子の人数に応じた自己負担額の設定を行い、今後も持続可能な事業として適正な運営ができるよう改善いたしました。</p> |
|---|--|---|